

江戸川水防事務組合例規集 目次

No.	例 規 名
1	江戸川水防事務組合同規約
2	江戸川水防事務組合公告式条例
3	江戸川水防事務組合議会定例会の回数を定める条例
4	江戸川水防事務組合議会会議規則
5	江戸川水防事務組合議会傍聴規則
6	江戸川水防事務組合公印規程
7	江戸川水防事務組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
8	江戸川水防事務組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則
9	江戸川水防事務組合議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例
10	江戸川水防事務組合監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例
11	江戸川水防事務組合管理者及び副管理者の給料等に関する条例
12	江戸川水防事務組合水防協議会条例
13	江戸川水防事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例

○江戸川水防事務組合規約

〔昭和39年8月1日〕
〔県指令39地第4662号許可〕

最新改正 平成19年1月10日指令市第1729号

第1章 総則

(名称)

第1条 この組合は、江戸川水防事務組合（以下「組合」という。）という。

(組織)

第2条 この組合は、春日部市、松伏町、吉川市及び三郷市（以下「組合市町」という。）をもって組織する。

(共同処理する事務)

第3条 この組合は、江戸川右岸の水防に関する事務を共同処理する。

2 この組合の水防を行う区域は、別表第1のとおりとする。

(事務所の位置)

第4条 この組合の事務所は、埼玉県三郷市花和田648番地1（三郷市役所内）に置く。

第2章 議会

(議員の定数)

第5条 組合議員の定数は、16人とし、その選出区分は次のとおりとする。

春日部市 4人

松伏町 4人

吉川市 4人

三郷市 4人

(選挙の方法)

第6条 組合の議員は、組合市町の議会において当該市町の議会の被選挙権を有するもので、水防に関し知識又は経験があり、かつ、熱意があると認められるもののうちからそれぞれ選挙する。

(任期)

第7条 組合の議員の任期は、4年とする。

2 補欠議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(補欠選挙)

第8条 組合の議員が欠けたときは、直ちに補欠選挙を行わなければならない。

(選挙の結果の告示等)

第9条 組合の議員の選挙が終了したときは、組合市町の議会の議長は、直ちに当選人に当選の旨を告知するとともにその結果を管理者に報告しなければならない。

2 管理者は、前項の報告を受けたときは、直ちに当選人の住所、氏名を告示しなければならない。

第3章 執行機関

(設置及び選任の方法)

第10条 組合に管理者、副管理者3人及び会計管理者を置く。

2 管理者及び副管理者は、組合市町の長の協議により、組合市町の長のうちからこれを定める。

3 会計管理者は、管理者が組合市町の会計管理者の中から選任する。

(任期)

第11条 管理者及び副管理者の任期は、組合市町の長の職にある期間とする。

(職務権限)

第12条 管理者は、組合を統轄し及び代表し、並びに組合の事務を管理し執行する。

2 副管理者は、管理者を補佐し、管理者に事故があるとき又は欠けたときは、予め定めた順序に従い、その職務を代理する。

3 会計管理者は、組合の出納その他の会計事務を掌る。

(職員)

第13条 組合に職員を置き、管理者が任免する。

(監査委員)

第14条 組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て人格が高潔で、財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（以下「識見を有する者」という。）及び組合の議員のうちから、これを選任する。

3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、組合の議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

第4章 経費及び補則

(経費)

第15条 組合の経費は、別表第2に掲げる割合により組合市町が負担する。

(地方自治法の準用)

第16条 この規約に規定すべき事項で、この規約に定めないものについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）中、市に関する規定を準用する。

附 則

この規約は、埼玉県知事の許可のあった日から施行する。

（昭和39年8月1日付埼玉県指令39地第4662号により許可）

附 則（昭和44年7月31日県指令地第1697号）

この規約は、埼玉県知事の許可のあった日から施行する。

（昭和44年7月31日付埼玉県指令地第1697号により許可）

附 則（昭和48年6月1日県指令地第274号）

この規約は、埼玉県知事の許可のあった日から施行する。

（昭和48年6月1日付埼玉県指令地第274号により許可）

附 則（昭和56年8月1日県指令地第572号）

この規約は、埼玉県知事の許可のあった日から施行する。

（昭和56年8月1日付埼玉県指令地第572号により許可）

附 則（昭和58年7月15日県指令地第500号）

この規約は、埼玉県知事の許可のあった日から施行する。

（昭和58年7月15日付埼玉県指令地第500号により許可）

附 則（平成4年8月20日県指令地第722号）

(施行期日)

1 この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

(経過措置)

2 この規約の施行の際現に在職する監査委員は、その任期が満了するまでの間、変更後の第14条第2項の規定により選任された監査委員とみなす。

（平成4年8月20日付埼玉県指令地第722号により許可）

附 則（平成8年8月16日指令地政第205号）

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成17年9月30日指令分権第148号）

この規約は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成19年1月10日指令市第1729号）

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

別表第 1 （第 3 条関係）

河川名	区域
江戸川	春日部市西親野井346番地 5 地先から三郷市高州四丁目149番地 1 地先

別表第 2 （第15条関係）

市町名	割合	市町名	割合
春日部市	27%	三郷市	31%
松伏町	15%		
吉川市	27%	計	100%

○江戸川水防事務組合公告式条例

〔昭和40年4月8日〕
〔条 例 第 2 号〕

最新改正 昭和56年2月5日条例第1号

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第16条の規定に基づく公告式は、この条例の定めるところによる。

(条例の公布)

第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に管理者が署名しなければならない。

2 条例の公布は、三郷市役所の掲示場に掲示してこれを行う。

(規則に関する準用)

第3条 前条の規定は、規則にこれを準用する。

(規程の公表)

第4条 規則を除くほか、管理者の定める規程を公表しようとするときは、公布若しくは公表の旨の前文、年月日及び管理者名を記入して、管理者印を押さなければならない。

2 第2条第2項の規定は、前項の規程にこれを準用する。

(施行期日の特例)

第5条 規則又は規程は、それぞれ当該規則又は規程をもって特に施行期日を定めることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和56年2月5日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

○江戸川水防事務組合議会定例会の回数を定める
条例

〔昭和40年4月8日〕
〔条 例 第 1 号〕

地方自治法（昭和22年法律第67号）第102条第2項の規定による江戸川水防事務組合議会の定例会の回数は、毎年1回とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○江戸川水防事務組合議会会議規則

〔昭和40年4月8日〕
〔議会規則第1号〕

目次

- 第1章 総則（第1条—第13条）
- 第2章 議案及び動議（第14条—第19条）
- 第3章 議事日程（第20条—第24条）
- 第4章 選挙（第25条—第33条）
- 第5章 議事（第34条—第42条）
- 第6章 発言（第43条—第57条）
- 第7章 表決（第58条—第67条）
- 第8章 請願（第68条—第71条）
- 第9章 秘密会（第72条・第73条）
- 第10章 辞職及び資格の決定（第74条—第76条）
- 第11章 規律（第77条—第84条）
- 第12章 懲罰（第85条—第89条）
- 第13章 会議録（第90条—第92条）
- 第14章 補則（第93条）

附則

第1章 総則

（参集）

第1条 議員は、招集の当日開議定刻前に議場に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。

（欠席の届出）

第2条 議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

（宿所又は連絡所の届出）

第3条 議員は、別に宿所又は連絡所を定めたときは、議長に届け出なければならない。これを変更したときも、また同様とする。

（議席）

第4条 議員の議席は、選出後初の会議において、議長が定める。

2 補欠議員の議席は、議長が定める。

3 議長は、必要があると認めるときは、討論を用いなくて会議に諮って議席を変更することができる。

4 議席には、番号及び氏名標を付ける
(会期)

第5条 会期は、毎会期の初めに議会の議決で定める。

2 会期は、招集された日から起算する。
(会期の延長)

第6条 会期は、議会の議決で延長することができる。
(会期中の閉会)

第7条 会期に付された事件をすべて議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。
(議会の開閉)

第8条 議会の開閉は、議長が宣告する。
(会議時間)

第9条 会議時間は、午前10時から午後5時までとする。

2 議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討議を用いなくて会議に諮って決める。

3 会議の開始は、号鈴で報ずる。
(休会)

第10条 議事の都合その他必要があるときは、議会は、議決で休会とすることができる。

2 議長が、特に必要があると認めるときは、休会の日でも会議を開くことができる。
(会議の開閉)

第11条 開議、散会、延会、中止又は休憩は、議長が宣告する。

2 議長が開議を宣告する前又は散会、延会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も、議事について発言することができない。
(定足数に関する措置)

第12条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席議員が定足数に達しないとき

は、議長は延会を宣告することができる。

2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、議長は、議員の退席を制止し、又は議場外の議員に出席を求めることができる。

3 会議中定足数を欠くに至ったときは、議長は、休憩又は延会を宣告する。

(出席催告)

第13条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第113条の規定による出席催告の方法は、議場に現在する議員又は議員の住所（別に宿所又は連絡所の届出をした者については、当該届出の宿所又は連絡所）に、文書又は口頭をもって行う。

第2章 議案及び動議

(議案の提出)

第14条 議員が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては2人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

(一時不再議)

第15条 議会で議決された事件については、同一会期中は、再び提出することができない。

(動議成立に必要な賛成者の数)

第16条 動議は、法又はこの規則において特別の規定がある場合を除くほか、他に2人以上の賛成者がなければ議題とすることができない。

(修正の動議)

第17条 修正の動議は、その案を備え、法第115条の2の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては2人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

(先決動議の表決の順序)

第18条 他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を決める。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討議を用いなくて会議に諮って決める。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第19条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議

の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の承認を要する。

- 2 議員が提出した事件及び動議につき前項の承認を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。

第3章 議事日程

(議事日程の作成及び配布)

第20条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布に代えることができる。

(議事日程の順序変更及び追加)

第21条 議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討議を用いずに会議に諮って、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。

(議事日程のない会議の追加)

第22条 議長は、必要があると認めるときは、開議の日時のみを議員に通知して会議を開くことができる。

- 2 前項の場合、議長は、その開議までに議事日程を定めなければならない。

(延会の場合の議事日程)

第23条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかったとき、又はその議事が終わらなかったときは、議長は、更にその議事日程を定めなければならない。

(議事日程の終了及び延会)

第24条 議事日程に記載した事件の議事を終わったときは、議長は、散会を宣告する。

- 2 議事日程に記載した事件の議事が終わらない場合でも、議長が必要があると認めるとき、又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討議を用いずに会議に諮って延会することができる。

第4章 選挙

(選挙の宣告)

第25条 議会において選挙を行うときは、議長は、その旨を宣告する。

(不在議員)

第26条 選挙を行う際、議場にいない議員は、選挙に加わることはできない。

(議場の出入口閉鎖)

第27条 投票による選挙を行うときは、議長は、第25条（選挙の宣告）の規定による宣告の後、議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。

（投票用紙の配布及び投票箱の点検）

第28条 投票を行うときは、議長は、職員をして議員に所定の投票用紙を配布させた後、配布漏れの有無を確かめなければならない。

2 議長は、職員をして投票箱を改めさせなければならない。

（投票）

第29条 議員は、職員の点呼に応じて、順次、投票を備え付けの投票箱に投入する。

（投票の終了）

第30条 議長は、投票が終わったと認めるときは、投票漏れの有無を確かめ、投票の終了を宣告する。その宣告があった後は、投票することができない。

（開票及び投票の効力）

第31条 議長は、開票を宣告した後、2人以上の立会人とともに投票を点検しなければならない。

2 前項の立会人は、議長が、議員の中から会議に諮って指名する。

3 投票の効力は、立会人の意見を聴いて議長が決定する。

（選挙結果の報告）

第32条 議長は、選挙の結果を直ちに議場において報告する。

2 議長は、当選人に当選の旨を告知しなければならない。

（選挙関係書類の保存）

第33条 議長は、投票の有効無効を区別し、当該当選人の任期間、関係書類とともにこれを保存しなければならない。

第5章 議事

（議題の宣告）

第34条 会議に付する事件を議題とするときは、議長は、その旨を宣告する。

（一括議題）

第35条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討議を用いないで会議に諮って決める。

（議案等の朗読）

第36条 議長は、必要があると認めるときは、議題になった事件を職員をして朗読させる。

(議案等の説明及び質疑)

第37条 会議に付する事件は、会議において提出者の説明を聴き、議員の質疑があるときは質疑をさせる。

2 提出者の説明は、討議を用いないで会議に諮って省略することができる。

(修正案の説明)

第38条 提出者の説明が終わったときは、議長は、修正案の説明をさせる。

(修正案に対する質疑)

第39条 議員は、修正案に関しては、事件又は修正案を提出した者に対し質疑をすることができる。

(討論及び表決)

第40条 議長は、第37条第1項又は前条の質疑が終わったときは討議に付し、その終結の後、表決に付する。

(議決事件の字句及び数字等の整理)

第41条 議会は、議決の結果、条項、字句、数字その他の整理を必要とするときは、議長に委任することができる。

(議事の継続)

第42条 延会、中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となったときは、前の議事を継続する。

第6章 発言

(発言の許可等)

第43条 発言は、すべて議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。

2 議長は、議席で発言する議員を登壇させることができる。

(発言の要求)

第44条 会議において発言しようとする者は、起立して「議長」と呼び、自己の番号を告げ、議長の許可を求めなければならない。

2 2人以上起立して発言を求めたときは、議長は、先起立者と認める者から指名して発言させる。

(討論の方法)

第45条 討論については、議長は、最初に反対者を発言させ、次に賛成者と反対者をなるべく交互に指名して発言させなければならない。

(議長の発言討論)

第46条 議長が議員として発言しようとするときは、議席に着き発言し、発言が終わった後、議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、議長席に復することができない。

(発言内容の制限)

第47条 発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することができる。

3 議員は、質疑に当たっては、自己の意見を述べることができない。

(質疑の回数)

第48条 質疑は、同一議員につき、同一議題について2回を超えることができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。

(発言時間の制限)

第49条 議長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。

2 議長の定めた時間の制限について、出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、討議を用いないで会議に諮って決める。

(議事進行に関する発言)

第50条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。

2 議事進行に関する発言がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

(発言の継続)

第51条 延会、中止又は休憩のため発言が終わらなかった議員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(質疑、討論の省略又は終結)

第52条 質疑又は討論が終わったときは、議長は、その終結を宣言する。

2 質疑又は討論が続出して容易に終結しないときは、議員は、質疑又は討論終結

の動議を提出することができる。

3 議員は、特に必要があると認めるときは、質疑又は討論省略の動議を提出することができる。

4 質疑又は討論終結の動議については、議長は討論を用いないで会議に諮って決める。

(選挙及び表決時の発言制限)

第53条 選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。

(一般質問)

第54条 議員は、組合の一般事務について、議長の許可を得て、質問することができる。

2 質問者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。

(緊急質問等)

第55条 質問が緊急を要するとき、その他真にやむを得ないと認められるときは、前条の規定にかかわらず、議会の同意を得て質問することができる。この場合における議会の同意については、議長は、討論を用いないで会議に諮らなければならない。

2 前項の質問がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

(準用規定)

第56条 質問については、第48条（質疑の回数）及び第52条（質疑、討論の省略又は終結）の規定を準用する。

(発言の取消し又は訂正)

第57条 発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て自己の発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

第7章 表決

(表決問題の宣告)

第58条 議長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(不在議員)

第59条 表決の際、議場にいない議員は、表決に加わることができない。

(条件の禁止)

第60条 表決には、条件を付けることができない。

(起立による表決)

第61条 議長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 議長が起立者の多少を認定し難いとき、又は議長の宣告に対して出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。

(投票による表決)

第62条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員2人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。

2 同時に、前項の記名投票と無記名投票の要求があるときは、議長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。

(記名投票及び無記名投票)

第63条 投票による表決を行う場合には、問題を可とする者は賛成と、否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。ただし、記名投票の場合は、議員の氏名を併記しなければならない。

(選挙規定の準用)

第64条 投票を行う場合には、第27条(議場の出入口閉鎖)、第28条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第29条(投票)、第30条(投票の終了)、第31条(開票及び投票の効力)、第32条(選挙結果の報告)第1項及び第33条(選挙関係書類の保存)の規定を準用する。

(表決の訂正)

第65条 議員は、自己の表決の訂正を求めることができない。

(簡易表決)

第66条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決をとらなければならない。

(表決の順序)

第67条 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、討議を用いなくて会議に諮って決める。

2 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる。

第8章 請願

(請願書の記載事項等)

第68条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所及び氏名（法人の場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載し、請願者が押印をしなければならない。

2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。

3 請願書の提出は、平穏になされなければならない。

(請願文書表の作成及び配布)

第69条 議長は、請願文書表を作成し、議員に配布する。

2 請願文書表には、請願書の受理番号、請願者の住所及び氏名、請願の要旨、紹介議員の氏名並びに受理年月日を記載する。

3 請願者数人連署のものは、ほか何人と、同一議員の紹介による数件の内容同一のものは、ほか何件と記載する。

第70条 削除

(陳情書の処理)

第71条 議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。

第9章 秘密会

(指定者以外の退場)

第72条 秘密会を開く議決があったときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を議場の外に退去させなければならない。

(秘密の保持)

第73条 秘密会の議事の記録は、公表しない。

2 秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。

第10章 辞職及び資格の決定

(議長及び副議長の辞職)

第74条 議長が辞職しようとするときは副議長に、副議長が辞職しようとするときは議長に、辞表を提出しなければならない。

2 前項の辞表は、議会に報告し、討論を用いずに会議に諮ってその可否を決定する。

3 閉会中に副議長の辞職を許可した場合は、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。

(議員の辞職)

第75条 議員が辞職しようとするときは、議長に辞表を提出しなければならない。

2 前条第2項及び第3項の規定は、議員の辞職について準用する。

(資格決定の要求)

第76条 法第127条第1項の規定による議員の被選挙権の有無又は法第92条の2の規定に該当するかどうかについて議会の決定を求めようとする議員は、要求の理由を記載した要求書を、証拠書類とともに、議長に提出しなければならない。

第11章 規律

(品位の尊重)

第77条 議員は、議会の品位を重んじなければならない。

(服装)

第78条 何人も、議場に入るときは、見苦しくない服装をしなければならない。

(議事妨害の禁止)

第79条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

(離席)

第80条 議員は、会議中は、みだりにその席を離れてはならない。

(禁煙)

第81条 何人も、会議中は、喫煙してはならない。

(新聞紙等の閲読禁止)

第82条 何人も、会議中は、参考のためにするもののほか、新聞紙又は書籍の類を閲読してはならない。

(許可のない登壇の禁止)

第83条 何人も、議長の許可がなければ演壇に登ってはならない。

(議長の秩序保持権)

第84条 すべて規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要がある
と認めるときは、討論を用いないで会議に諮って定める。

第12章 懲罰

(懲罰動議の提出)

第85条 懲罰の動議は、文書をもって所定数の発議者が連署して、議長に提出し
なければならない。

2 前項の動議は、懲罰事犯があった翌日までに提出しなければならない。ただし、
第73条（秘密の保持）第2項の規定の違反に係るものについては、この限りでな
い。

(戒告又は陳謝の方法)

第86条 戒告又は陳謝は、議会の決めた戒告文又は陳謝文によって行うものとす
る。

(出席停止の期間)

第87条 出席停止は、2日を超えることができない。ただし、数個の懲罰事犯が
併発した場合又は既に出席を停止された者について、その停止期間内に更に懲罰
事犯が生じた場合は、この限りでない。

(出席停止期間中出席したときの措置)

第88条 出席を停止された議員がその期間内に議会の会議に出席したときは、議
長は直ちに退去を命じなければならない。

(懲罰の宣告)

第89条 議会が懲罰の議決をしたときは、議長は、公開の議場において宣告する。

第13章 会議録

(会議録の記載事項)

第90条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 開会及び閉会に関する事項並びにその年月日時
- (2) 開議、散会、延会、中止及び休憩の日時
- (3) 出席及び欠席議員の氏名
- (4) 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名
- (5) 説明のため出席した者の職氏名
- (6) 議事日程

- (7) 議長の諸報告
- (8) 議員の異動並びに議席の指定及び変更
- (9) 会議に付した事件
- (10) 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項
- (11) 選挙の経過
- (12) 議事の経過
- (13) 記名投票における賛否の氏名
- (14) その他議長又は議会において必要と認めた事項
(会議録に掲載しない事項)

第91条 前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第57条（発言の取消し又は訂正）の規定により取り消した発言は、掲載しない。

(会議録署名議員)

第92条 会議録に署名すべき議員は、2人とし、議長が会議において指名する。

第14章 補則

(会議規則の疑義に対する措置)

第93条 この規則の疑義は、議長が決定する。ただし、議員から異議があるときは、会議に諮って決定する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○江戸川水防事務組合議会傍聴規則

〔昭和40年4月8日〕
〔議会規則第2号〕

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第130条第3項の規定に基づき、傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席)

第2条 傍聴席は、これを一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴券)

第3条 議長は、必要と認めるときは、傍聴券を発行することができる。

2 前項の規定により傍聴券を発行する場合には、傍聴券を持たない者は傍聴することができない。

(傍聴人の数の制限)

第4条 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。

(議場入場の禁止)

第5条 傍聴人は、議場に入ることができない。

(傍聴できない者)

第6条 鈍器その他危険なものを持っている者、酒気を帯びている者その他議長において必要と認める者は、傍聴席に入ることができない。

(傍聴人の遵守事項)

第7条 傍聴人は、傍聴席においては、次の事項を守らなければならない。

- (1) 帽子、外とう等を着用しないこと。
- (2) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) 静粛を旨とし、議事の妨害となるような行為をしないこと。
- (4) 他人に迷惑をかけるような行為をしないこと。

(退場)

第8条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 議長は、この規則に違反する傍聴人があるときは、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○江戸川水防事務組合公印規程

〔平成 年 月 日〕
〔訓 令 第 号〕

（趣旨）

第1条 江戸川水防事務組合の公印について必要な事項は、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（公印の名称等）

第2条 公印の名称、ひな形、寸法、印材、個数、用途及び保管者は、別表のとおりとする。

（公印の保管）

第3条 公印は、常に堅固な容器に納め、勤務時間外、週休日及び休日にあつては、封印し、又は施錠しておかなければならない。

（公印台帳）

第4条 三郷市役所安全推進課長は、江戸川水防事務組合公印台帳（様式第1号）を作成し、新調、改刻、廃止又は廃棄の都度必要な事項を登載しなければならない。

（公印の新調、改刻及び廃止）

第5条 公印の新調、改刻及び廃止は、三郷市役所企画総務部長が行う。

2 保管者は、公印を新調し、改刻し、又は廃止しようとするときは、公印新調（改刻、廃止）申請書（様式第2号）により三郷市役所企画総務部長に申請するものとする。

（廃止した公印の保管）

第6条 公印を廃止（改刻による廃止を含む。）したときは、保管者は、不要となった旧公印を三郷市役所企画総務部長に引き継がなければならない。

2 引継ぎを受けた公印は、使用を廃止した日から3年間保存しなければならない。

3 前項の保存期間を経過した公印は、焼却又は裁断の方法により廃棄しなければならない。

（公示）

第7条 公印を新調し、若しくは改刻したとき、又は公印の使用を廃止したときは、印影を付けてその旨を公示しなければならない。

（自動式押印機器等の使用）

第8条 迅速かつ継続的に同一の公印を押印する必要がある文書がある場合は、公印の押印に代えて、その公印と同一の印影を押印できる自動式押印機器（以下「押印機器」という。）により押印し、又は電子計算組織等に記録した当該公印の印影を打ち出したもの（以下「電子公印」という。）を使用することができる。

2 前項の規定により押印機器又は電子公印を使用する場合は、その使用の状況を明らかにしなければならない。

（印影の印刷）

第9条 公印の印影又はその縮小したものを印刷しようとするときは、三郷市役所企画総務部長に合議しなければならない。

2 印影を印刷した用紙等は、厳重に保管し、常にその受払を明確にし、不用となったときは、当該用紙を焼却しなければならない。

（公印の取扱い）

第10条 保管者は、必要があると認めたときは、公印の使用その他公印に関する事務をその指定する所属職員（以下「公印取扱者」という。）に行わせることができる。

2 保管者は、前項の規定により公印取扱者を指定したときは、速やかにその職及び氏名を三郷市役所企画総務部長に通知しなければならない。

（公印の使用）

第11条 公印を使用しようとする者は、原議その他の証拠書類を添えて保管者又は公印取扱者に申し出なければならない。

2 保管者又は公印取扱者は、前項により公印使用の申出のあったときは、原議その他の証拠書類と対照審査し、相違ないことを確認のうえ公印を押印し、原議又は証拠書類に認印を押印しなければならない。

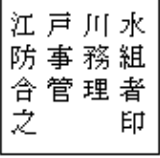
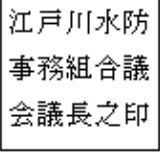
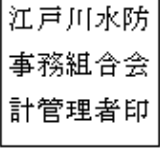
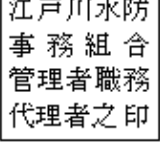
3 公印の使用は、執務時間中とする。ただし、やむを得ないときは、この限りでない。

附 則

この訓令は、平成 年 月 日から施行する。

別表（第2条関係）

公印

番号	公印の名称	ひな形	寸法（ミリメートル）	印材	個数	用 途	保管者
1	江戸川水防事務組合之印		方23	木印	1	一般文書用	企画総務部長
2	江戸川水防事務組合管理者之印		方21	木印	1	一般文書用	企画総務部長
3	江戸川水防事務組合議会議長之印		方21	木印	1	一般文書用	企画総務部長
4	江戸川水防事務組合会計管理者印		方20	木印	1	一般文書用	企画総務部長
5	江戸川水防事務組合管理者職務代理者之印		方20	木印	1	一般文書用	企画総務部長

様式第 1 号（第 4 条関係）

江戸川水防事務組合公印台帳

印 影	(使用開始時)					(使用廃止時)				
公 印 名										
寸法（ミリメートル）										
用 途										
使 用 開 始		年 月 日								
使 用 廃 止		年 月 日								
廃 止 理 由										
保 管 者	氏 名				年 月 日から			年 月 日まで		
	氏 名				年 月 日から			年 月 日まで		
	氏 名				年 月 日から			年 月 日まで		
	氏 名				年 月 日から			年 月 日まで		
	氏 名				年 月 日から			年 月 日まで		
	氏 名				年 月 日から			年 月 日まで		
廃 棄		年 月 日			廃棄方法					

様式第 2 号（第 5 条関係）

公印新調（改刻、廃止）申請書

保管者

印 影		新 改 廃	調 刻 止	する公 印名	
		新 改 廃	調 刻 止	の期日	年 月 日
寸 法		品 質			
理 由					
そ の 他 必 要 な 事 項					

○江戸川水防事務組合議会の議員その他非常勤の 職員の公務災害補償等に関する条例

〔昭和44年 5 月28日〕
〔条 例 第 6 号〕

最新改正 平成 年 月 日 条例第 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 5 条の 3）
- 第 2 章 補償及び福祉事業（第 6 条—第17条）
- 第 3 章 審査（第18条—第21条）
- 第 4 章 雑則（第22条—第26条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号。以下「法」という。）第69条及び第70条の規定に基づき、議会の議員その他非常勤の職員に対する公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）又は通勤による災害に対する補償（以下「補償」という。）に関する制度等を定め、もって議会の議員その他非常勤の職員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

（職員）

第 2 条 この条例において「職員」とは、議会の議員、委員会の非常勤の委員及び非常勤の監査委員（地方公務員災害補償法施行令（昭和42年政令第274号）第 1 条に規定する職員を除く。）で次に掲げる者以外の者をいう。

- （1）労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用を受ける者
- （2）市町村消防団員等公務災害補償条例（平成18年埼玉県市町村総合事務組合
条例第28号）の適用を受ける者

（通勤）

第 2 条の 2 この条例において「通勤」とは、職員が勤務のため、次に掲げる移動を合理的な経路及び方法により行うことをいい、公務の性質を有するものを除くものとする。

- （1）住居と勤務場所との間の往復

(2) 一の勤務場所から他の勤務場所への移動その他の規則で定める就業の場所から勤務場所への移動（規則で定める職員に関する法令の規定に違反して就業している場合における当該就業の場所から勤務場所への移動を除く。）

(3) 第1号に掲げる往復に先行し、又は後続する住居間の移動（規則で定める要件に該当するものに限る。）

2 職員が、前項各号に掲げる移動の経路を逸脱し、又は同項各号に掲げる移動を中断した場合においては、当該逸脱又は中断の間及びその後の同項各号に掲げる移動は、同項の通勤としない。ただし、当該逸脱又は中断が、日常生活上必要な行為であって規則で定めるものをやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合は、当該逸脱又は中断の間を除き、この限りでない。

（実施機関）

第3条 次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる機関（以下「実施機関」という。）は、この条例で定める補償の実施の責めに任ずる。

(1) 議会の議員 議長

(2) 執行機関たる委員会の非常勤の委員及び非常勤の監査委員 管理者

(3) その他の職員 管理者

2 実施機関は、職員について公務又は通勤により生じたと認められる災害が発生した場合には、その災害が公務又は通勤により生じたものであるかどうかを認定し、公務又は通勤により生じたものであると認定したときは、速やかに補償を受けるべき者に通知しなければならない。

3 実施機関は、前項の規定による災害が公務又は通勤により生じたものであるかどうかの認定をしようとするときには、公務災害補償等認定委員会（以下「認定委員会」という。）の意見を聴かななければならない。

（認定委員会）

第4条 江戸川水防事務組合に認定委員会を置く。

2 認定委員会は、委員5人をもって組織する。

3 委員は、学識経験を有する者のうちから管理者が委嘱する。

4 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 認定委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

7 委員長は、会務を総理する。委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を行う。

8 前各項に定めるもののほか、認定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(補償基礎額)

第5条 この条例において「補償基礎額」とは、次の各号に定める者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 議会の議員 9,000円の範囲内において管理者が議長と協議して規則で定める額

(2) 執行機関たる委員会の委員及び監査委員 7,200円の範囲内において管理者が定める額

(3) その他の構成員、非常勤の調査員及び嘱託員その他の非常勤の職員 5,400円の範囲内において管理者が実施機関と協議して規則で定める額

第5条の2 傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）について前条の規定による補償基礎額が、年金たる補償を受けるべき職員の当該年金たる補償を支給すべき月の属する年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。）の4月1日（以下この項において「基準日」という。）における年齢（遺族補償年金を支給すべき場合にあっては、当該支給をすべき事由に係る職員の死亡がなかったものとして計算した場合に得られる当該職員の基準日における年齢）に応じて管理者が最低限度額として定める額に満たないとき又は最高限度額として定める額を超えるときは、それぞれその定める額を当該年金たる補償に係る補償基礎額とする。

2 前項の管理者が定める額は、法第2条第11項の規定により総務大臣が年齢階層ごとに定める額との均衡を考慮して定めるものとする。

第5条の3 休業補償を支給すべき事由が生じた日が当該休業補償に係る療養の開始後1年6月を経過した日以後の日である場合においては、休業補償について第5条の規定による補償基礎額が、休業補償を受けるべき職員の当該休業補償を支給すべき事由が生じた日の属する年度の4月1日における年齢に応じて管理者が最低限度額として定める額に満たないとき又は最高限度額として定める額を超えるときは、それぞれその定める額を当該休業補償に係る補償基礎額とする。

2 前項の管理者が定める額は、法第2条第13項の規定により総務大臣が年齢階層

ごとに定める額との均衡を考慮して定めるものとする。

第2章 補償及び福祉事業

(補償の種類)

第6条 補償の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 療養補償
- (2) 休業補償
- (3) 傷病補償年金
- (4) 障害補償
 - ア 障害補償年金
 - イ 障害補償一時金
- (5) 介護補償
- (6) 遺族補償
 - ア 遺族補償年金
 - イ 遺族補償一時金
- (7) 葬祭補償

(療養補償)

第7条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかった場合においては、療養補償として必要な療養を行い、又は必要な療養の費用を支給する。

(休業補償)

第8条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、療養のため勤務その他の業務に従事することができない場合において、給与その他の収入を得ることができないときは、休業補償として、その収入を得ることができない期間につき、補償基礎額の100分の60に相当する金額を支給する。ただし、次に掲げる場合（規則で定める場合に限る。）には、その拘禁され、又は収容されている期間については、休業補償は、行わない。

- (1) 刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている場合
- (2) 少年院その他これに準ずる施設に収容されている場合

(傷病補償年金)

第8条の2 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、当該負傷又は疾病に係る療養の開始後1年6月を経過し

た日において次の各号のいずれにも該当する場合又は同日後次の各号のいずれにも該当することとなった場合には、傷病補償年金として、その状態が継続している期間、別表第1に定める傷病等級に応じ、1年につき補償基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た金額を毎年支給する。

(1) 当該負傷又は疾病が治っていないこと。

(2) 当該負傷又は疾病による障害の程度が、別表第1に定める第1級、第2級又は第3級の傷病等級に該当すること。

2 傷病補償年金を受ける者には、休業補償は行わない。

(障害補償)

第9条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、治ったとき、別表第2に定める第1級から第7級までの障害等級に該当する障害が存する場合には、障害補償年金として、当該障害が存する期間、同表に定める障害等級に応じ、1年につき補償基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た金額を毎年支給し、同表に定める第8級から第14級までの障害等級に該当する障害が存する場合には、障害補償一時金として、同表に定める障害等級に応じ、補償基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た金額を支給する。

(休業補償等の制限)

第10条 実施機関は、故意の犯罪行為又は重大な過失により公務上の負傷若しくは疾病若しくは通勤による負傷若しくは疾病又はこれらの原因となった事故を生じさせた職員に対しては、その療養を開始した日から3年以内の期間に限り、その者に支給すべき休業補償、傷病補償年金又は障害補償の金額からその金額の100分の30に相当する金額を減ずることができる。

2 実施機関は、正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより公務上の負傷、疾病若しくは障害若しくは通勤による負傷、疾病若しくは障害の程度を増進させ、又はその回復を妨げた職員に対しては、その負傷、疾病若しくは障害の程度を増進させ、又はその回復を妨げた場合1回につき、休業補償を受ける者にあつては、10日間（10日未満で補償事由が消滅するものについては、その補償事由が消滅する日までの間）についての休業補償を、傷病補償年金を受ける者にあつては、傷病補償年金の365分の10に相当する額の支給を行わないことができる。

(介護補償)

第10条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であって規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して管理者が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。

(1) 病院又は診療所に入院している場合

(2) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第6項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）

(3) 障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に準ずる施設として管理者が定めるものに入所している場合

（遺族補償）

第11条 職員が公務上死亡し、又は通勤により死亡した場合において、遺族補償として、その遺族に対して、遺族補償年金又は遺族補償一時金を支給する。

（遺族補償年金）

第12条 遺族補償年金を受けることができる遺族は、職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、職員の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であって、職員の死亡の当時その収入によって生計を維持していたものとする。ただし、妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。第3項において同じ。）以外の者にあつては、職員の死亡の当時次に掲げる要件に該当した場合に限るものとする。

(1) 夫（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）、父母又は祖父母については、60歳以上であること。

(2) 子又は孫については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあること。

(3) 兄弟姉妹については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあること又は60歳以上であること。

(4) 前3号の要件に該当しない夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、別表第2の第7級以上の障害等級の障害に該当する障害の状態又は軽易な労務以外の労務には服することができない程度の心身の故障による障害の状態にあること。

2 遺族補償年金を受けるべき遺族の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族補償年金の額は、次の各号に掲げる人数（遺族補償年金を受ける権利を有する遺族及びその者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族の人数をいう。）の区分に応じ、1年につき当該各号に定める額とする。

(1) 1人 補償基礎額に153を乗じて得た額(55歳以上の妻又は第1項第4号で定める障害の状態にある妻である場合には、補償基礎額に175を乗じて得た額)

(2) 2人 補償基礎額に201を乗じて得た額

(3) 3人 補償基礎額に223を乗じて得た額

(4) 4人以上 補償基礎額に245を乗じて得た額

第13条 遺族補償年金を受ける権利は、その権利を有する遺族が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、消滅する。この場合において、同順位者がなくて後順位者があるときは、次順位者に遺族補償年金を支給する。

(1) 死亡したとき。

(2) 婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしたとき。

(3) 直系血族又は直系姻族以外の者の養子（届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。）となったとき。

(4) 離縁によって、死亡した職員との親族関係が終了したとき。

(5) 子、孫又は兄弟姉妹については、18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したとき（職員の死亡の時から引き続き前条第1項第4号の障害の状態にあるときを除く。）。

(6) 前条第1項第4号の障害の状態にある夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、その事情がなくなったとき（夫、父母又は祖父母については、職員の死亡の当時60歳以上であったとき、子又は孫については18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるとき、兄弟姉妹については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるか又は職員の死亡の当時60歳以上で

あったときを除く。)

- 2 遺族補償年金を受けることができる遺族が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、その者は、遺族補償年金を受けることができる遺族でなくなる。

(遺族補償一時金)

第14条 遺族補償一時金は、次に掲げる場合に支給する。

- (1) 職員の死亡の当時遺族補償年金を受けることができる遺族がないとき。
 - (2) 遺族補償年金を受ける権利を有する者の権利が消滅した場合において、他に当該遺族補償年金を受けることができる遺族がなく、かつ、当該職員の死亡に関し既に支給された遺族補償年金の額の合計額が前号の場合に支給される遺族補償一時金の額に満たないとき。
- 2 遺族補償一時金を受けることができる遺族は、職員の死亡の当時において次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 配偶者
- (2) 職員の収入によって生計を維持していた子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- (3) 前2号に掲げる者以外の者で、主として職員の収入によって生計を維持していたもの
- (4) 第2号に該当しない子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

- 3 遺族補償一時金を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

- 4 遺族補償一時金の額は、第1項第1号の場合にあつては、補償基礎額の400倍に相当する金額、同項第2号の場合にあつては、補償基礎額の400倍に相当する金額から既に支給された遺族補償年金の額の合計額を控除した額とする。

(年金たる補償の額の端数処理)

第14条の2 年金たる補償の額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。

(葬祭補償)

第15条 職員が公務上死亡し、又は通勤により死亡した場合においては、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、通常葬祭に要する費用を考慮して規則で定める金額を支給する。

(この条例に定めがない事項)

第16条 この章に定めるもののほか、補償に関し必要な事項については、法第3章（第24条、第25条、第39条の2、第45条、第46条及び第46条の2（船員である職員に関する部分に限る。）を除く。）の規定の例による。

(福祉事業)

第17条 実施機関は、公務上の災害又は通勤による災害を受けた職員（以下この条において「被災職員」という。）及びその遺族の福祉に関して必要な次の事業を行うよう努めなければならない。

- (1) 外科後処置に関する事業、補装具に関する事業、リハビリテーションに関する事業その他の被災職員の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業
- (2) 被災職員の療養生活の援護、被災職員が受ける介護の援護、その遺族の就学の援護その他の被災職員及びその遺族の援護を図るために必要な資金の支給その他の事業

2 実施機関は、職員の福祉の増進を図るため、公務上の災害を防止するために必要な事業を行うように努めなければならない。

第3章 審査

(審査請求)

第18条 実施機関の行う公務上の災害又は通勤による災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施について不服がある者は、公務災害補償等審査会（以下「審査会」という。）に対し、審査を申し立てることができる。

(審査会)

第19条 江戸川水防事務組合に審査会を置く。

- 2 審査会は、委員3人をもって組織する。
- 3 委員は、学識経験を有する者のうちから管理者が委嘱する。
- 4 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 7 会長は、会務を総理する。会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を行う。

第20条 第18条の申立てがあったときは、審査会は、速やかにこれを審査して裁

定を行い、これを本人及びその者に係る実施機関に通知しなければならない。

第21条 前2条に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 雑則

(報告、出頭等)

第22条 実施機関又は審査会は、補償の実施又は審査のため必要があると認めるときは、補償を受け、若しくは受けようとする者又はその他の関係人に対して報告させ、文書その他の物件を提出させ、出頭を命じ、又は医師の診断若しくは検案を受けさせることができる。

2 前項の規定により出頭した者は、規則で定めるところにより、旅費を受けることができる。

(一時差止め)

第23条 補償を受ける権利を有する者が、正当な理由がなく、前条第1項の規定による報告をせず、文書その他の物件を提出せず、出頭せず、又は医師の診断を拒んだときは、実施機関は、補償の支払を一時差し止めることができる。

(期間の計算)

第24条 この条例又はこの条例に基づく規則で規定する期間の計算については、民法（明治29年法律第89号）の期間の計算に関する規定を準用する。

(通勤による災害に係る費用の一部負担金)

第24条の2 通勤による負傷又は疾病に係る療養補償を受ける職員（規則で定める職員を除く。）は、一部負担金として200円を超えない範囲内で規則で定める金額を納付しなければならない。

2 この条例により前項の職員に支給すべき補償がある場合又は当該補償がない場合において当該職員に支給すべき給与があるときは、実施機関又は職員の給与支給機関は、それぞれ、その支給すべき補償の額又は給与から同項の金額に相当する金額を控除して、これを当該職員に代わって納付することができる。

(規則への委任)

第25条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第26条 第22条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、文書その他の物件を提出せず、出頭せず、又は医師の診断を拒んだ者は、20万円以下

の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行前に職員が公務上負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合（この条例の施行前の公務上の負傷又は疾病によりこの条例の施行後に障害がある状態となり、又は死亡した場合を含む。）におけるこれらの災害に係る補償については、なお、従前の例による。

(脳死した者の身体に対する療養補償)

第2条の2 この条例の規定に基づく療養（療養に要する費用の支給に係る当該療養を含む。以下同じ。）の給付に継続して、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条第2項の脳死した者の身体への処置がされた場合には、当分の間、当該処置はこの条例の規定に基づく療養の給付としてされたものとみなす。

(障害補償年金差額一時金)

第2条の3 当分の間、障害補償年金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者に支給された当該障害補償年金及び当該障害補償年金に係る障害補償年金前払一時金の額の合計額が、次の表の左欄に掲げる当該障害補償年金に係る障害等級に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額に満たないときは、実施機関は、その者の遺族に対し、補償として、その差額に相当する額の障害補償年金差額一時金を支給する。

障害等級	額
第1級	補償基礎額に1,340を乗じて得た額
第2級	補償基礎額に1,190を乗じて得た額
第3級	補償基礎額に1,050を乗じて得た額
第4級	補償基礎額に920を乗じて得た額
第5級	補償基礎額に790を乗じて得た額
第6級	補償基礎額に670を乗じて得た額
第7級	補償基礎額に560を乗じて得た額

2 障害補償年金差額一時金を受けることができる遺族は、次に掲げる者とする。

この場合において、障害補償年金差額一時金を受けるべき遺族の順位は、次の各号の順序とし、当該各号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げ

る順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

(1) 障害補償年金を受ける権利を有する者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(2) 前号に該当しない配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

3 前2項に定めるもののほか、障害補償年金差額一時金に関し必要な事項については、法附則第5条の2の規定の例による。

(障害補償年金前払一時金)

第2条の4 当分の間、障害補償年金を受ける権利を有する者が規則で定めるところにより申し出たときは、実施機関は、補償として、障害補償年金前払一時金を支給する。

2 障害補償年金前払一時金の額は、前条第1項の表の左欄に掲げる当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金に係る障害等級に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額を限度として規則で定める額とする。

3 障害補償年金前払一時金が支給される場合には、当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金は、各月に支給されるべき額の合計額が規則で定める算定方法に従い当該障害補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。

4 前3項に定めるもののほか、障害補償年金前払一時金に関し必要な事項については、法附則第5条の3の規定の例による。

(遺族補償年金前払一時金)

第3条 当分の間、遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が規則で定めるところにより申し出たときは、実施機関は、補償として、遺族補償年金前払一時金を支給する。

2 遺族補償年金前払一時金の額は、補償基礎額の1,000倍に相当する額を限度として規則で定める額とする。

3 遺族補償年金前払一時金が支給される場合には、当該遺族補償年金前払一時金の支給の原因たる職員の死亡に係る遺族補償年金は、各月に支給されるべき額の合計額が規則で定める算定方法に従い当該遺族補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。

4 遺族補償年金前払一時金が支給される場合における第14条又は次条の規定の適用については、第14条又は次条中「遺族補償年金の額」とあるのは「遺族補償年

金及び遺族補償年金前払一時金の額」とする。

- 5 前各項に定めるもののほか、遺族補償年金前払一時金に関し必要な事項については、法附則第6条の規定の例による。

(遺族補償一時金の額の特例)

第4条 遺族補償一時金の額は、当分の間、第14条第4項の規定にかかわらず、補償基礎額の400倍に相当する金額に次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める率を乗じて得た額（同条第1項第2号の場合にあっては、その額から既に支給された遺族補償年金の額の合計額を控除した額）とする。

(1) 第14条第2項第3号に該当する者（次号に掲げる者を除く。） 100分の100

(2) 第14条第2項第3号に該当する者のうち、職員の死亡の当時18歳未満若しくは55歳以上の3親等内の親族又は第12条第1項第4号に定める障害の状態にある3親等内の親族 100分の175

(3) 第14条第2項第1号、第2号又は第4号に掲げる者 100分の250

(遺族補償年金の受給資格年齢の特例等)

第4条の2 次の表の左欄に掲げる期間に死亡した職員の遺族に対する第12条及び第13条の規定の適用については、同表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、第12条第1項第1号及び第3号並びに第13条第1項第6号中「60歳」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

昭和60年10月1日から昭和61年9月30日まで	55歳
昭和61年10月1日から昭和62年9月30日まで	56歳
昭和62年10月1日から昭和63年9月30日まで	57歳
昭和63年10月1日から平成元年9月30日まで	58歳
平成元年10月1日から平成2年9月30日まで	59歳

- 2 次の表の左欄に掲げる期間に公務上死亡し、又は通勤により死亡した職員の夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹であって、当該職員の死亡の当時、その収入によって生計を維持し、かつ、同表の中欄に掲げる年齢であったもの（第12条第1項第4号に規定する者であって第13条第1項第6号に該当するに至らないものを除く。）は、第12条第1項（前項において読み替えられる場合を含む。）の規定にかかわらず、遺族補償年金を受けることができる遺族とする。この場合において、第12条第3項中「遺族補償年金を受けることができる遺族」とあるのは「遺族補償年金を受けることができる遺族（附則第4条の2第2項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であって、当該遺族補償年金に係

る職員の死亡の時期に応じ、同項の表の右欄に掲げる年齢に達しないものを除く。）」と、第13条第2項中「各号のいずれか」とあるのは「第1号から第4号までのいずれか」とする。

昭和61年10月1日から昭和62年9月30日まで	55歳	56歳
昭和62年10月1日から昭和63年9月30日まで	55歳以上57歳未満	57歳
昭和63年10月1日から平成元年9月30日まで	55歳以上58歳未満	58歳
平成元年10月1日から平成2年9月30日まで	55歳以上59歳未満	59歳
平成2年10月1日から当分の間	55歳以上60歳未満	60歳

3 前項に規定する遺族の遺族補償年金を受けるべき順位は、第12条第1項（第1項において読み替えられる場合を含む。）に規定する遺族の次の順位とし、前項に規定する遺族のうちにあつては、夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹の順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

4 第2項に規定する遺族に支給すべき遺族補償年金は、その者が同項の表の右欄に掲げる年齢に達する月までの間は、その支給を停止する。ただし、附則第3条の規定の適用を妨げるものではない。

（他の法令による給付との調整）

第5条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第14条の2を除く。）による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とし、これらの額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。

傷病補償年金	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金（以下「旧船員保険法の障害年金」という。）	0.75
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金（以下「旧厚生年金保険法の障害年金」という。）	0.75

	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金（以下「旧国民年金法の障害年金」という。）	0.89
	厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定による障害厚生年金（以下単に「障害厚生年金」という。）及び国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。）	0.73
	障害厚生年金（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
	障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定による障害共済年金（以下単に「障害共済年金」という。）又は障害厚生年金が支給される場合を除く。）	0.88
障害補償年金	旧船員保険法の障害年金	0.74
	旧厚生年金保険法の障害年金	0.74
	旧国民年金法の障害年金	0.89
	障害厚生年金及び障害基礎年金	0.73
	障害厚生年金（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.83
	障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害共済年金又は障害厚生年金が支給される場合を除く。）	0.88
遺族補償年金	国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金	0.80
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金	0.80
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.90
	厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金（以下単に「遺族厚生年金」という。）及び国民年金法の規定による遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第28条第1項の規定により支給される遺族基礎年金を除く。以下単に「遺族基礎年金」という。）	0.80
	遺族厚生年金（当該補償の事由となった死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。）	0.84
	遺族基礎年金（当該補償の事由となった死亡について国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の規定による遺族共済年金又は遺族厚生年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法の規定による寡婦年金	0.88

2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定によ

る休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)とする。

旧船員保険法の障害年金	0.75
旧厚生年金保険法の障害年金	0.75
旧国民年金法の障害年金	0.89
障害厚生年金及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害共済年金又は障害厚生年金が支給される場合を除く。）	0.88

附 則（昭和46年 5 月29日条例第 1 号）

- 1 この条例は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
- 2 改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例第12条第 3 項及び別表の規定は、この条例施行の日の属する月以後の期間に係る障害補償年金及び遺族補償年金について適用し、同月前の期間に係るこれらの年金については、なお従前の例による。

附 則（昭和49年 5 月16日条例第 4 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和48年12月 1 日から適用する。ただし、第15条の改正規定（「公務上」の次に「死亡し、又は通勤により」を加える部分を除く。）は、昭和48年 9 月 1 日から適用する。
- 2 この条例による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第 2 条の 2、第 7 条から第11条まで、第15条（公務上の死亡に係る葬祭補償の額に関する部分を除く。）、第17条及び附則第 3 条の規定は、昭和48年12月 1 日以降に発生した事故に起因する同条例第 2 条の 2 に規定する通勤による災害について適用する。

附 則（昭和50年 5 月19日条例第 1 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（以下「新条例」という。）第12条第 3 項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後の期間に係る遺族補償年金及び障害補償年金並びに同日以後に支給すべき事由の生じた障害補償一時金について適用し、同日前の期間に係る遺族補償年金及び障害補償年金並びに同日前に支給すべき事由の生じた障害補償一時金について、なお、従前の例による。

- 3 新条例附則第3条第1項及び第2項の規定は、昭和49年11月1日以後に生じた公務上の死亡又は通勤による死亡に関して適用し、同日前に生じた公務上の死亡又は通勤による死亡に関しては、なお、従前の例による。

附 則（昭和56年2月5日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年7月28日条例第1号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この条例による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（以下「新条例」という。）第12条第3項の規定は、昭和55年11月1日以後の期間に係る遺族補償年金について適用する。
- 3 新条例附則第2条の2の規定は、障害補償年金を受ける権利を有する者が昭和56年11月1日以後に死亡した場合について、新条例附則第2条の3の規定は同日以後に障害補償年金を支給すべき事由が生じた場合について適用する。
- 4 この条例による改正前の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第3条第1項の規定により支給された一時金は、遺族補償年金前払一時金とみなして新条例の規定を適用する。

附 則（昭和61年7月21日条例第1号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定（改正後の条例第14条の2、第16条及び附則第5条の規定は除く。）は、昭和61年7月1日から適用する。
- 2 改正後の条例第12条及び第13条の規定（改正後の条例附則第4条の2第1項において読み替えられる場合を含む。）は、この条例の適用日以後に死亡した職員の遺族について適用し、同日前に死亡した職員の遺族については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例附則第5条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の期間に係る年金たる補償及び施行日以後に支給すべき事由の生じた休業補償について適用し、施行日前の期間に係る年金たる補償及び施行日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

附 則（平成 年 月 日条例第 号）

この条例は、平成 年 月 日から施行する。

別表第 1 （第 8 条の 2 関係）

種別	等級	倍数
傷病補償年金	第 1 級	313
	第 2 級	277
	第 3 級	245

備考 この表に定める等級に応ずる傷病に関しては、地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号）の別表第 2 の例による。

別表第 2 （第 9 条関係）

種別	障害等級	倍数
障害補償年金	第 1 級	313
	第 2 級	277
	第 3 級	245
	第 4 級	213
	第 5 級	184
	第 6 級	156
	第 7 級	131
障害補償一時金	第 8 級	503
	第 9 級	391
	第10級	302
	第11級	223
	第12級	156
	第13級	101
	第14級	56

備考 この表に定める障害等級に該当する障害は、地方公務員災害補償法第29条第 2 項に規定するところによる。

○江戸川水防事務組合議会の議員その他非常勤の 職員の公務災害補償等に関する条例施行規則

〔平成 年 月 日〕
規則第 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 5 条）
- 第 2 章 補償及び福祉事業（第 6 条—第 20 条）
- 第 3 章 審査会（第 21 条・第 22 条）
- 第 4 章 雑則（第 23 条—第 26 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、江戸川水防事務組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和 44 年条例第 6 号。以下「条例」という。）第 2 条の 2 第 2 項ただし書、第 4 条第 8 項、第 8 条ただし書、第 10 条の 2、第 15 条、第 21 条、第 22 条第 2 項、第 24 条の 2 第 1 項、第 25 条、附則第 2 条の 4 第 1 項から第 3 項まで及び附則第 3 条第 1 項から第 3 項までの規定に基づき、公務災害補償等認定委員会及び公務災害補償等審査会の組織及び運営、補償の手続その他条例の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この規則において「災害」、「補償」、「職員」、「通勤」、「実施機関」、「認定委員会」、「補償基礎額」、「福祉事業」又は「審査会」とは、それぞれ条例第 1 条、第 2 条、第 2 条の 2 第 1 項、第 3 条第 1 項、第 4 条第 1 項、第 5 条、第 17 条又は第 19 条第 1 項に規定する災害、補償、職員、通勤、実施機関、認定委員会、補償基礎額、福祉事業又は審査会をいう。

（公務上の災害の範囲）

第 2 条の 2 公務上の災害の範囲は、公務に起因する負傷、障害及び死亡並びに別表第 1 に掲げる疾病とする。

（通勤による災害の範囲）

第 2 条の 3 通勤による災害の範囲は、通勤に起因する負傷、障害及び死亡並びに次に掲げる疾病とする。

- (1) 通勤による負傷に起因する疾病
- (2) 前号に掲げるもののほか、通勤に起因することが明らかな疾病
(就業の場所から勤務場所への移動)

第2条の4 条例第2条の2第1項第2号の規則で定める就業の場所から勤務場所への移動は、次に掲げる移動とする。

- (1) 一の勤務場所から他の勤務場所への移動
- (2) 次に掲げる就業の場所から勤務場所への移動
 - ア 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第3条第1項の適用事業に係る就業の場所
 - イ 国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）第1条第1項に規定する職員の勤務場所
 - ウ その他勤務場所並びにア及びイに掲げる就業の場所に類するもの

2 条例第2条の2第1項第2号の規則で定める職員に関する法令の規定に違反して就業している場合は、次に掲げる法令の規定に違反している場合とする。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条第1項
- (2) 前号に掲げる法令の規定に類する法令の規定

3 条例第2条の2第1項第3号の規則で定める要件は、同号に掲げる移動が、単身赴任手当の支給を受ける地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第1項に規定する職員と均衡上必要があると認められる職員により行われるものであることとする。

(日常生活上必要な行為)

第2条の5 条例第2条の2第2項ただし書の日常生活上必要な行為であって規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。

- (1) 日用品の購入その他これに準ずる行為
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校において行われる教育、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の6第3項に規定する公共職業能力開発施設において行われる職業訓練その他これらに準ずる教育訓練であって職業能力の向上に資するものを受ける行為
- (3) 病院又は診療所において診察又は治療を受けることその他これに準ずる行為
- (4) 選挙権の行使その他これに準ずる行為

(災害の報告)

第3条 実施機関は、その所管に属する職員について、公務又は通勤により生じたと認められる死傷病が発生した場合は、その指定する者に、速やかに報告をさせなければならない。

(認定及び通知)

第4条 実施機関は、前条の報告を受けたときは、認定委員会の意見を聴いてその災害が公務又は通勤により生じたものであるかどうかを認定し、公務により生じたものであると認定したときは様式第1号、通勤により生じたものであると認定したときは様式第1号の2により、補償を受けるべき者に速やかに条例第3条第2項の規定による通知をしなければならない。

(認定委員会)

第5条 認定委員会は、委員長が招集する。

2 認定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、及び議決することができない。

3 認定委員会の議事は、出席委員の過半数で決する。この場合においては、委員長は、委員として議決に加わる権利を有する。

4 前項の場合において、可否同数のときは、委員長が決する。

5 委員長は、会議録を調製し、開会の日時及び場所、出席委員の氏名、議事の要領、議決した事項その他必要と認める事項を記載しなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、認定委員会に関し必要な事項は、認定委員会が定める。

第2章 補償及び福祉事業

(療養の方法)

第6条 療養補償たる療養は、管理者の指定する病院若しくは診療所若しくは薬局（以下「指定医療機関」という。）又は管理者の指定する訪問看護事業者（居宅を訪問することによる療養上の世話又は必要な診療の補助の事業を行う者をいう。以下同じ。）において行う。

(給与その他の収入の一部を受けない場合における休業補償)

第7条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、療養のため、勤務その他の業務の全部について従事することができない場合において職員の受ける給与その他の収入の額が補償基礎額の

100分の60に相当する額に満たないときは当該満たない額に相当する額、勤務その他の業務の一部について従事することができない場合において職員の受ける給与その他の収入の額が補償基礎額（当該療養の開始後1年6月を経過している場合において、条例第5条の3第1項の規定により管理者が最高限度額として定める額（以下この条において単に「最高限度額」という。）を補償基礎額とすることとされている場合にあっては、同項の規定の適用がないものとした場合における補償基礎額）に満たないときは当該満たない額（当該療養の開始後1年6月を経過している場合において、当該満たない額が最高限度額を超える場合にあっては、当該最高限度額）の100分の60に相当する額を休業補償として支給する。

（休業補償を行わない場合）

第7条の2 条例第8条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

（1）懲役、禁錮若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて監獄（少年法（昭和23年法律第168号）第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和27年法律第286号）第2条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合

（2）少年法第24条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合又は売春防止法（昭和31年法律第118号）第17条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合

（介護補償に係る障害）

第7条の3 条例第10条の2の規則で定める障害は、介護を要する状態の区分に応じ、別表第2に定める障害とする。

（葬祭補償の額）

第7条の4 条例第15条に規定する規則で定める金額は、315,000円に補償基礎額の30倍に相当する額を加えた金額とする。

（補償の請求方法）

第8条 補償（現に受けている補償の額の変更を含む。以下この条及び第10条において同じ。）を受けようとする者は、受けようとする補償の種類に応じ、様式第2号から様式第11号までによる補償の請求書を職員の勤務する公署（職員が死亡し、又は離職した場合においては、その死亡又は離職の直前に勤務した公署）を

經由して実施機関に提出しなければならない。ただし、第6条に規定する指定医療機関又は訪問看護事業者において療養を受ける場合の療養補償については、この限りでない。

（遺族補償年金の請求の代表者）

第9条 遺族補償年金を受ける権利を有する者が2人以上あるときは、これらの者は、そのうちの1人を遺族補償年金の請求及び受領についての代表者に選任しなければならない。ただし、世帯を異にする等やむを得ない事情のため、代表者を選任することができないときは、この限りでない。

2 遺族補償年金を受ける権利を有する者は、前項の規定により、代表者を選任し、又はその代表者を解任したときは、速やかに書面でその旨を実施機関に届け出なければならない。この場合には、併せてその代表者を選任し、又は解任したことを証明することができる書類を提出しなければならない。

（補償の支給方法）

第10条 実施機関は、補償の請求書を受理した場合には、これを審査し、補償に関する決定を行い、速やかに請求書に書面でその決定に関する通知をするとともに、補償を行わなければならない。

（所在不明による支給停止の申請等）

第11条 条例第16条において例によることとされる地方公務員災害補償法第35条第1項又は第2項の規定により遺族補償年金の支給の停止又は支給の停止の解除を申請する者は、様式第15号又は様式第16号による申請書（遺族補償年金の支給停止の解除を申請する場合にあっては、これらの申請書及び年金証書）を実施機関に提出しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定による申請に基づき遺族補償年金の支給を停止し、又は支給の停止を解除したときは、当該申請を行った者に速やかに書面でその旨を通知しなければならない。

（年金証書）

第12条 実施機関は、傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）の支給に関する通知をするときは、当該補償を受けるべき者に対し、併せて様式第12号による年金証書を交付しなければならない。

2 実施機関は、既に交付した年金証書の記載事項を変更する必要がある場合は、当該証書と引換えに新たな証書を交付しなければならない。

3 実施機関は、必要があると認めるときは、年金証書の提出又は提示を求めることができる。

第13条 年金証書の交付を受けた者は、その証書を亡失し、又は著しく損傷したときは、再交付の請求書に亡失の理由を明らかにすることができる書類又は損傷した証書を添えて、証書の再交付を実施機関に請求することができる。

2 年金証書の再交付を受けた者は、その後において亡失した証書を発見したときは、速やかにこれを実施機関に返納しなければならない。

第14条 年金証書の交付を受けた者又はその遺族は、当該証書に係る年金たる補償を受ける権利が消滅した場合には、遅滞なく、当該年金証書を実施機関に返納しなければならない。

(定期報告)

第15条 年金たる補償を受ける者は、毎年1回2月1日から同月末日までの間に、様式第13号から様式第14号までにより、その障害の現状又は遺族補償年金の支給額の算定の基礎となる遺族の現状に関する報告書を実施機関に提出しなければならない。ただし、実施機関があらかじめその必要がないと認めて通知した場合は、この限りでない。

(届出)

第16条 年金たる補償を受ける者は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を実施機関に届け出なければならない。

(1) 氏名又は住所を変更した場合

(2) 傷病補償年金を受ける者にあつては、次に掲げる場合

ア その負傷又は疾病が治った場合

イ その障害の程度に変更があつた場合

(3) 障害補償年金を受ける者にあつては、その障害の程度に変更があつた場合

(4) 遺族補償年金を受ける者にあつては、次に掲げる場合

ア 条例第13条第1項(同項第1号を除く。)の規定によりその者の遺族補償年金を受ける権利が消滅した場合

イ その者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族の数に増減を生じた場合

ウ 遺族補償年金を受ける権利を有する妻にその者と生計を同じくしている他の遺族で遺族補償年金を受けることができるものがない場合において、その

妻が55歳に達したとき（条例第12条第1項第4号に規定する障害の状態にあるときを除く。）又は条例第12条第1項第4号に規定する障害の状態になり、若しくはその事情がなくなったとき（55歳以上であるときを除く。）。

- 2 補償を受ける権利を有する者が死亡した場合には、その者の遺族は、遅滞なく、その旨を実施機関に届け出なければならない。
- 3 前2項の届出をする場合には、その事実を証明することができる書類その他の資料を実施機関に提出しなければならない。

（福祉事業の種類）

第17条 条例第17条第1項の福祉事業の種類は、次のとおりとする。

- （1） 外科後処置に関する事業
- （2） 補装具に関する事業
- （3） リハビリテーションに関する事業
- （4） アフターケアに関する事業
- （5） 休業援護金の支給
- （6） 在宅介護を行う介護人の派遣に関する事業
- （7） 奨学援護金の支給
- （8） 就労保育援護金の支給
- （9） 傷病特別支給金の支給
- （10） 障害特別支給金の支給
- （11） 遺族特別支給金の支給
- （12） 障害特別援護金の支給
- （13） 遺族特別援護金の支給
- （14） 傷病特別給付金の支給
- （15） 障害特別給付金の支給
- （16） 遺族特別給付金の支給
- （17） 障害差額特別給付金の支給
- （18） 長期家族介護者援護金の支給

2 条例第17条第2項の福祉事業の種類は、次のとおりとする。

- （1） 公務上の災害の防止に関する活動を行う団体に対する援助に関する事業
- （2） 公務上の災害を防止する対策の調査研究に関する事業
- （3） 公務上の災害を防止する対策の普及及び推進に関する事業

(福祉事業の実施)

第18条 実施機関は、福祉事業を行うに当たっては、その内容について管理者と協議しなければならない。

(福祉事業の申請等)

第19条 第17条第1項の福祉事業を受けようとする者は、実施機関の定めるところにより、申請書を実施機関に提出しなければならない。

2 実施機関は、前項の申請書を受理したときは、速やかに申請者に対し、承認するかどうかを通知しなければならない。

第20条 削除

第3章 審査会

(審査会の招集等)

第21条 審査会は、会長が招集する。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、及び議決することができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決する。この場合においては、会長は、委員として議決に加わる権利を有する。

4 前項の場合において、可否同数のときは、会長が決する。

5 会長は、会議録を調製し、開会の日時及び場所、出席委員の氏名、議事の要領、議決した事項その他必要と認める事項を記載しなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、審査会が定める。

(審査の申立て)

第22条 補償の実施について不服がある者が条例第18条の規定により審査を申し立てようとするときは、これを書面でしなければならない。

2 前項の書面（以下「審査申立書」という。）には、次に掲げる事項を記載し、審査を申し立てようとする者が記名押印して、正副2通を、書類、記録その他の資料を添えて審査会に提出しなければならない。

(1) 災害を受けた者の氏名、住所及び生年月日並びに災害発生当時の職並びに所属部局

(2) 申立人が災害を受けた職員以外の者であるときは、その氏名、住所及び生年月日並びにその職員との続柄又は関係

(3) 補償に関する実施機関の措置

(4) 申立ての趣旨

(5) 代理人を選任したときは、その者の氏名、住所及び職業

(6) 申立ての年月日

3 審査申立書の記載事項に変更を生じた場合には、申立人は、その都度、その旨を速やかに審査会に届け出なければならない。

第4章 雑則

(第三者の行為による災害についての届出)

第23条 補償の原因である災害が第三者の行為によって生じたときは、補償を受けるべき者は、その事実、第三者の氏名及び住所（第三者の氏名及び住所がわからないときは、その旨）並びに被害の状況を遅滞なく、実施機関に届け出なければならない。

(旅費の支給)

第24条 条例第22条第1項の規定により出頭した者に対する旅費の支給については、旅費に関する条例の定めるところによる。

(通勤による災害に係る一部負担金)

第24条の2 条例第24条の2第1項に規定する規則で定める職員は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 第三者の加害行為によって通勤による災害を受けた者

(2) 療養開始後3日以内に死亡した者

(3) 休業補償を受けない者

(4) 同一の通勤による災害に関し、既に一部負担金を払い込んだ者

2 条例第24条の2第1項に規定する規則で定める金額は、200円（健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第2項に規定する日雇特例被保険者である職員にあっては、100円）とする。ただし、当該額が、現に療養に要した費用の総額又は休業補償の総額を超える場合には、それらの総額のうち小さい額（それらの総額が同じ額のときはその額）に相当する額とする。

(公署の長の助力等)

第25条 補償を受けるべき者が、事故その他の理由により、自ら補償の請求その他の手続を行うことが困難である場合には、職員の勤務する公署の長は、その手続を行うことができるように助力しなければならない。

2 職員の勤務する公署の長は、補償を受けるべき者から補償を受けるために必要

な証明を求められた場合には、速やかに証明をしなければならない。

- 3 前2項の規定は、第17条第1項の福祉事業を受けようとする者について準用する。

(記録簿)

第26条 実施機関は、災害補償記録簿及び福祉事業記録簿(様式第19号)並びに年金記録簿(様式第20号)を備え、必要な事項を記入しなければならない。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 第7条の4の規定による金額が補償基礎額の60日分に相当する金額に満たないときは、条例第15条に規定する規則で定める金額は、当分の間、第7条の4の規定にかかわらず、補償基礎額の60倍に相当する金額とする。
- 3 条例附則第2条の4第1項の規定による障害補償年金前払一時金の支給に係る申出は、障害補償年金の最初の支払に先立ってしなければならない。ただし、既に障害補償年金の支払があった場合であっても、実施機関の行う当該障害補償年金の支給の決定に関する通知があった日の翌日から起算して1年を経過する日までの間は、当該申出をすることができる。
- 4 前項の申出は、同一の災害につき2回以上行うことができない。
- 5 障害補償年金前払一時金の額は、当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金に係る障害等級に応じ、それぞれ条例附則第2条の3の表の右欄に掲げる額(当該障害補償年金が、条例第16条において例によることとされる地方公務員災害補償法第29条第8項の規定によるものである場合(次項において「障害加重の場合」という。)にあっては、次項に定める額。以下「障害補償年金前払一時金の限度額」という。)又は障害補償年金前払一時金の限度額の範囲内で、補償基礎額の1,200倍、1,000倍、800倍、600倍、400倍又は200倍に相当する額のうちから当該障害補償年金を受ける権利を有する者が選択した額とする。ただし、附則第3項ただし書の規定による申出が行われた場合には、補償基礎額の1,200倍、1,000倍、800倍、600倍、400倍又は200倍に相当する額のうち、当該障害補償年金に係る障害等級に応じ、それぞれ障害補償年金前払一時金の限度額から当該申出が行われた日の属する月までの期間に係る当該障害補償年金の額の合計額を差し引いた額を超えない範囲内で当該障害補償年金を受ける権利を有する者が選択した額とする。

- 6 障害加重の場合の障害補償年金に係る障害補償年金前払一時金の限度額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。
- (1) 加重前の障害の程度が条例別表第2に定める第7級以上の障害等級に該当する場合加重後の障害等級に応じそれぞれ条例附則第2条の3の表の右欄に掲げる額から、加重前の障害等級に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる額を差し引いた額
- (2) 加重前の障害の程度が条例別表第2に定める第8級以下の障害等級に該当する場合加重後の障害等級に応じそれぞれ条例附則第2条の3の表の右欄に掲げる額に、当該障害補償年金に係る地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号）第27条の規定の例による金額を当該障害補償年金に係る加重後の障害の程度に応ずる条例第9条の規定による金額で除して得た数を乗じて得た額
- 7 障害補償年金は、附則第3項本文の規定による申出が行われた場合にあっては、当該障害補償年金を支給すべき事由が生じた日（同項ただし書の規定による申出が行われた場合にあっては、当該申出が行われた日）の属する月の翌月から、次に掲げる額の合計額が当該障害補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止するものとする。
- (1) 当該障害補償年金に係る障害補償年金前払一時金が支給された月後の最初の障害補償年金に係る支払期月から1年を経過する月以前の各月（附則第3項ただし書の規定による申出が行われた場合にあっては、当該申出が行われた日の属する月の翌月以後の月に限る。）に支給されるべき障害補償年金の額
- (2) 前号の支払期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき障害補償年金の額を、100分の5に当該支払期月以後の経過年数（当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額
- 8 前項の規定による障害補償年金の支給の停止が終了する月に係る障害補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支払期月から起算して1年以内の場合にあっては、当該障害補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該障害補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額、当該支払期月から起算して1年を超える場合にあって

は、当該障害補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に100分の5に当該終了する月の同項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該障害補償年金の額から差し引いた額とする。

9 条例附則第3条第1項の規定による遺族補償年金前払一時金の支給に係る申出は、遺族補償年金の最初の支払に先立ってしなければならない。ただし、既に遺族補償年金の支払があった場合であっても、実施機関の行う当該遺族補償年金の支給の決定に関する通知があった日の翌日から起算して1年を経過する日までの間は、当該申出をすることができる。

10 前項の申出は、同一の災害につき2回以上行うことができない。

11 第9条の規定は、遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が2人以上あるときにおける遺族補償年金前払一時金の請求及び受領について準用する。

12 遺族補償年金前払一時金の額は、補償基礎額の1,000倍、800倍、600倍、400倍又は200倍に相当する額のうち、当該遺族補償年金前払一時金に係る遺族補償年金を受ける権利を有する遺族（前項の規定により代表者が選任された場合には、当該代表者。以下この項において同じ。）が選択した額とする。ただし、附則第9項ただし書の規定による申出が行われた場合には、補償基礎額の800倍、600倍、400倍又は200倍に相当する額のうち、補償基礎額の1,000倍に相当する額から当該申出が行われた日の属する月までの期間に係る当該遺族補償年金の額の合計額を差し引いた額を超えない範囲内で当該遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が選択した額とする。

13 遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が2人以上あるときは、遺族補償年金前払一時金の額は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する額をその人数で除して得た額とする。

14 遺族補償年金は、附則第9項本文の規定による申出が行われた場合にあっては、当該遺族補償年金を支給すべき事由が生じた日（同項ただし書の規定による申出が行われた場合にあっては、当該申出が行われた日）の属する月（条例附則第4条の2第2項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であって当該遺族補償年金を受ける権利を有することとなったもの（以下この項において「特例遺族補償年金受給権者」という。）が附則第9項本文の規定による申出を行った場合にあっては、その者が当該遺族補償年金に係る職員の死

亡の時期に応じ条例附則第4条の2第2項の表の右欄に掲げる年齢（以下この項及び附則第18項において「支給停止解除年齢」という。）に達する月の翌月から、次に掲げる額の合計額（特例遺族補償年金受給権者が附則第9項本文の規定による申出を行った場合にあっては、支給停止解除年齢に達する月までの間に係る額を除く。）が当該遺族補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止するものとする。

（1） 当該遺族補償年金に係る遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の遺族補償年金に係る支払期月（特例遺族補償年金受給権者が支給停止解除年齢に達する前に附則第9項本文の規定による申出を行った場合にあっては、当該特例遺族補償年金受給権者について条例附則第4条の2第4項本文の規定の適用がないものとした場合における当該遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の当該遺族補償年金に係る支払期月に当たる月。以下この項及び次項において同じ。）から1年を経過する月以前の各月（附則第9項ただし書の規定による申出が行われた場合にあっては、当該申出が行われた日の属する月の翌月以後の月に限る。）に支給されるべき遺族補償年金の額

（2） 前号の支払期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき遺族補償年金の額を、100分の5に当該支払期月以後の経過年数（当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額

15 前項の規定による遺族補償年金の支給の停止が終了する月に係る遺族補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支払期月から起算して1年以内の場合にあっては、当該遺族補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該遺族補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額、当該支払期月から起算して1年を超える場合にあっては、当該遺族補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に100分の5に当該終了する月の同項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該遺族補償年金の額から差し引いた額とする。

16 実施機関は、条例附則第2条の4第3項、附則第3条第3項及び附則第4条の2第4項の支給停止期間が満了したときは、速やかに当該支給停止に係る障害補

償年金又は遺族補償年金を受ける権利を有する者に対して、その旨を通知しなければならない。

17 年金たる補償を受ける者は、当該補償の事由となった障害又は死亡について条例附則第5条に掲げる年金たる給付が支給されることとなった場合、その給付の額が変更された場合又はその支給を受けられなくなった場合には、その事実を明らかにすることができる書類を添えて、速やかにその旨を実施機関に届け出なければならない。

18 第15条及び第16条の規定は、条例附則第4条の2第2項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族で支給停止解除年齢に達しないものがある場合について準用する。この場合において、第15条中「受ける者」とあるのは「受ける権利を有する者」と、「基礎となる遺族」とあるのは「基礎となる遺族（条例附則第4条の2第2項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であつて、当該遺族補償年金に係る職員の死亡の時期に応じ、同項の表の右欄に掲げる年齢に達しないものを含む。）」と、第16条第1項中「受ける者」とあるのは「受ける権利を有する者」と読み替えるものとする。

別表第1（第2条の2関係）

- 1 公務上の負傷に起因する疾病
- 2 物理的因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病
 - （1） 紫外線にさらされる業務に従事したため生じた前眼部疾患又は皮膚疾患
 - （2） 赤外線にさらされる業務に従事したため生じた網膜火傷、白内障等の眼疾患又は皮膚疾患
 - （3） レーザー光線にさらされる業務に従事したため生じた網膜火傷等の眼疾患又は皮膚疾患
 - （4） マイクロ波にさらされる業務に従事したため生じた白内障等の眼疾患
 - （5） 管理者の定める電離放射線（以下「放射線」という。）にさらされる業務に従事したため生じた急性放射線症、皮膚かじよう等の放射線皮膚障害、白内障等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再生不良性貧血等の造血器障害、骨え死その他の放射線障害
 - （6） 高圧室内作業又は潜水作業に係る業務に従事したため生じた潜かん病又は潜水病
 - （7） 気圧の低い場所における業務に従事したため生じた高山病又は航空減圧症
 - （8） 暑熱な場所における業務に従事したため生じた熱中症
 - （9） 高熱物体を取り扱う業務に従事したため生じた熱傷
 - （10） 寒冷な場所における業務又は低温物体を取り扱う業務に従事したため生じた凍傷
 - （11） 著しい騒音を発する場所における業務に従事したため生じた難聴等の耳の疾患
 - （12） 超音波にさらされる業務に従事したため生じた手指等の組織え死
 - （13） 第1号から前号までに掲げるもののほか、物理的因子にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病
- 3 身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病
 - （1） 重激な業務に従事したため生じた筋肉、けん、骨若しくは関節の疾患又は内臓脱

- (2) 重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務に従事したため生じた腰痛
 - (3) チェンソー、ブッシュクリーナー、さく岩機等の身体に振動を与える機械器具を使用する業務に従事したため生じた手指、前腕等の末しょう循環障害、末しょう神経障害又は運動器障害
 - (4) せん孔、タイプ、電話交換、電信等の業務その他上肢に過度の負担のかかる業務に従事したため生じた手指のけいれん、手指、前腕等のけん、けんしょう若しくはけん周囲の炎症又は頸肩腕症候群
 - (5) 第1号から前号までに掲げるもののほか、身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に従事したため生じたことの明らかな疾病
- 4 化学物質等にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病
- (1) 管理者の定める単体たる化学物質又は化合物（合金を含む。）にさらされる業務に従事したため生じた疾病であって、管理者が定めるもの
 - (2) ふっ素樹脂、塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務に従事したため生じた眼粘膜の炎症又は気道粘膜の炎症等の呼吸器疾患
 - (3) すず、鋳物油、うるし、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務に従事したため生じた皮膚疾患
 - (4) たん白分解酵素にさらされる業務に従事したため生じた皮膚炎、結膜炎又は鼻炎、気管支ぜん息等の呼吸器疾患
 - (5) 木材の粉じん、獣毛のじんあい等を飛散する場所における業務又は抗生物質等にさらされる業務に従事したため生じたアレルギー性の鼻炎、気管支ぜん息等の呼吸器疾患
 - (6) 綿、亜麻等の粉じんを飛散する場所における業務に従事したため生じた呼吸器疾患
 - (7) 空気中の酸素濃度の低い場所における業務に従事したため生じた酸素欠乏症
 - (8) 第1号から前号までに掲げるもののほか、化学物質等にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病

- 5 粉じんを飛散する場所における業務に従事したため生じたじん肺症又は管理者の定めるじん肺の合併症
- 6 細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病
 - (1) 患者の診療若しくは看護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務に従事したため生じた伝染性疾患
 - (2) 動物若しくはその死体、獣毛、革その他動物性の物又はぼろ等の古物を取り扱う業務に従事したため生じたブルセラ症、炭そ病等の伝染性疾患
 - (3) 湿潤地における業務に従事したため生じたワイル病等のレプトスピラ症
 - (4) 屋外における業務に従事したため生じたつつが虫病
 - (5) 第1号から前号までに掲げるもののほか、細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病
- 7 がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病
 - (1) ベンジジンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系しゅよう
 - (2) ベーターナフチルアミンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系しゅよう
 - (3) 四一アミノジフェニルにさらされる業務に従事したため生じた尿路系しゅよう
 - (4) 四一ニトロジフェニルにさらされる業務に従事したため生じた尿路系しゅよう
 - (5) ビス（クロロメチル）エーテルにさらされる業務に従事したため生じた肺がん
 - (6) ベンゾトリクロリドにさらされる業務に従事したため生じた肺がん
 - (7) 石綿にさらされる業務に従事したため生じた肺がん又は中皮しゅ
 - (8) ベンゼンにさらされる業務に従事したため生じた白血病
 - (9) 塩化ビニルにさらされる業務に従事したため生じた肝血管肉しゅ
 - (10) 放射線にさらされる業務に従事したため生じた白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉しゅ又は甲状腺がん
 - (11) すず、鉍物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務に従事したため生じた皮膚がん

(12) 第1号から前号までに掲げるもののほか、がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じたことが明らかな疾病

8 前各項に掲げるもののほか、公務に起因することの明らかな疾病

別表第 2（第 7 条の 3 関係）

介護を要する状態の区分	障害
常時介護を要する状態	(1) 神経系統の機能又は精神の著しい障害であつて、その程度が常に介護を要するもの (2) 胸腹部臓器の機能の著しい障害であつて、その程度が常に介護を要するもの (3) 前 2 号に掲げるもののほか、条例別表第 1 に定める第 1 級に該当する障害であつて前 2 号に掲げるものと同程度の介護を要するもの又は条例別表第 2 に定める第 1 級に該当する障害であつて前 2 号に掲げるものと同程度の介護を要するもの
随時介護を要する状態	(1) 神経系統の機能又は精神の著しい障害であつて、その程度が随時介護を要するもの (2) 胸腹部臓器の機能の著しい障害であつて、その程度が随時介護を要するもの (3) 条例別表第 1 に定める第 1 級に該当する障害であつて前 2 号に掲げるものと同程度の介護を要するもの又は条例別表第 2 に定める第 1 級に該当する障害であつて前 2 号に掲げるものと同程度の介護を要するもの

様式 略

○江戸川水防事務組合議会の議員の報酬及び費用 弁償等に関する条例

〔昭和40年4月8日〕
〔条例第4号〕

最新改正 平成6年5月26日条例第2号

（報酬）

第1条 議会の議長、副議長及び議員の報酬は、次のとおりとする。

議 長	月額	1,900円
副議長	月額	1,700円
議 員	月額	1,600円

第2条 議長及び副議長にはその選挙された当月分から、議員にはその職に就いた当月分から、それぞれ報酬を支給する。

第3条 議長、副議長及び議員が任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れたときは、その当月分までのその職に係る報酬を支給する。ただし、いかなる場合においても、重複して支給しない。

（費用弁償）

第4条 議長、副議長及び議員が招集に応じ、又は公務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、別表のとおりとする。

3 前項に定めるもののほか、議長、副議長及び議員に支給する旅費については職員に支給する旅費の例による。

（委任）

第5条 この条例の実施に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和56年7月20日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。

附 則（昭和59年5月2日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。

附 則（昭和63年6月2日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。

附 則（平成元年 4 月 28 日 条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行し、平成元年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 4 年 5 月 26 日 条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行し、平成 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 6 年 5 月 26 日 条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行し、平成 6 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第4条関係）

区 分	旅 費					
	鉄 道 賃 及 び 船 賃	航 空 賃	車 賃 （ 1 km に つ き ）	日 当 （ 一 日 に つ き ）	宿 泊 料 （ 一 夜 に つ き ）	食 卓 料 （ 一 夜 に つ き ）
議 長 副 議 員	1 等 実 費	実 費	37 円	3,000 円	18,000 円	3,000 円

○江戸川水防事務組合監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例

〔昭和40年4月8日〕
〔条例第5号〕

最新改正 平成6年5月26日条例第3号

(報酬)

第1条 監査委員の報酬は、次のとおりとする。

監査委員（識見者） 年 額 10,700円

監査委員（議会選出委員） 年 額 5,300円

(費用弁償)

第2条 監査委員が公務のため旅行したとき、その旅行について、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、別表のとおりとする。

3 前項に定めるもののほか、監査委員に支給する旅費については、職員に支給する旅費の例による。

(委任)

第3条 この条例の実施に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和56年7月20日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。

附 則（昭和59年5月2日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。

附 則（昭和63年6月2日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。

附 則（平成元年4月28日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

附 則（平成4年5月26日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

附 則（平成6年5月26日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

別表（第2条関係）

区 分	旅 費					
	鉄 道 賃 及 び 船 賃	航 空 賃	車 賃 （ 1 km に つき）	日 当 （ 一 日 に つき）	宿 泊 料 （ 一 夜 に つき）	食 卓 料 （ 一 夜 に つき）
監 査 委 員	1 等 実 費	実 費	37円	3,000円	18,000円	3,000円

○江戸川水防事務組合管理者及び副管理者の給料 等に関する条例

〔昭和40年4月8日〕
〔条例第3号〕

最新改正 平成19年 月 日条例第 号

(給料)

第1条 管理者及び副管理者の給料は、次のとおりとする。

管 理 者 月 額 2,500円

副管理者 月 額 2,200円

(旅費)

第2条 旅費の額は、別表のとおりとする。

(支払方法)

第3条 前2条に規定する給料及び旅費の支払方法は、職員に対する給料及び旅費の支給の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和44年5月28日)

この条例は、公布の日から施行し、昭和44年4月1日から適用する。

附 則 (昭和47年5月29日)

この条例は、公布の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

附 則 (昭和49年5月16日)

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

附 則 (昭和56年7月20日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。

附 則 (昭和59年5月2日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。

附 則 (昭和63年6月2日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。

附 則 (平成元年4月28日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

附 則 (平成4年5月26日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、平成 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 6 年 5 月 26 日条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行し、平成 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 19 年 月 日条例第 号）

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2条関係）

区 分	旅 費					
	鉄 道 賃 及 び 船 賃	航 空 賃	車 賃 （ 1 kmに つき）	日 当 （ 一 日 に つき）	宿 泊 料 （ 一 夜 に つき）	食 卓 料 （ 一 夜 に つき）
管 理 者 副 管 理 者	1 等 実 費	実 費	37円	3,000円	18,000円	3,000円

○江戸川水防事務組合水防協議会条例

〔昭和56年2月5日〕
〔条 例 第 3 号〕

最新改正 平成6年5月26日条例第4号

(趣旨)

第1条 この条例は、水防法(昭和24年法律第193号)第33条第5項の規定に基づき、江戸川水防事務組合水防協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は25人とし、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから管理者が委嘱し、又は任命する。

(会長及びその代理者)

第3条 会長は、管理者をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(任期)

第4条 関係行政機関の職員たる委員の任期は、当該職にある期間とし、その他の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項のその他の委員は、再任されることができる。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事及び書記)

第6条 協議会に幹事及び書記各々若干人置き、会長が命じ、又は委嘱する。

2 幹事は、会長の命を受け、庶務を処理する。

3 書記は、上司の命を受け、庶務に従事する。

(報酬及び費用弁償)

第7条 委員に対する報酬及び費用弁償の額については、別表のとおりとする。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年5月2日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。

附 則（昭和63年6月2日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。

附 則（平成元年4月28日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

附 則（平成4年5月26日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

附 則（平成6年5月26日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

別表（第7条関係）

区 分	報酬の額（日額）	費用弁償（一日につき）
水 防 協 議 会 委 員	6,700円	3,000円

○江戸川水防事務組合個人情報の保護に関する法律施行 条例

〔 令和 5 年 2 月 1 3 日 〕
〔 条 例 第 1 号 〕

（趣旨）

第 1 条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第 2 条 この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成 1 5 年政令第 5 0 7 号）で使用する用語の例による。

（開示請求に係る手数料）

第 3 条 法第 8 9 条第 2 項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。

2 開示請求に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、文書又は図画の複写の交付等開示の実施に要する費用を負担しなければならない。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。